

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第25号

原子力発電所における国の防災指針の見直しを求める意見書（可決）

原子力防災対策は、昭和 36 年に制定された災害対策基本法と、これに基づき中央防災会議が策定する防災基本計画及びこの基本計画に沿って地方公共団体が定めた地域防災計画等により必要な措置を講じることとしている。昭和 55 年 6 月には「原子力発電所等周辺の防災対策について」（防災指針）が決定され、具体的な対策として原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）、緊急時環境放射線モニタリング、災害応急対策及び緊急被爆医療の実施など原子力防災活動に必要な技術的、専門的事項が示されている。

今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故では、初期対応である緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（S P E E D I）の運用、国民への情報開示、住民避難指示など政府の対応はすべて後手に回り、国内外に大きな不信を招くとともに、二次被害の拡大が危惧されている。

よって、政府においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と徹底的な原因解明を行うことはもとより、国内すべての原子力発電所の立地地域及び周辺地域の住民の安全・安心を確保するため、防災指針の早急な見直しを図り、特に次の事項について対策を講じるよう強く要望する。

記

- 一、原子力安全規制については、少なくとも従来 of 想定をはるかに超えた東北地方太平洋沖地震及びこれによる津波の規模にも対応し得る基準に速やかに強化すること。
 - 一、防災指針に示された E P Z を改正し、都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能し、各圏域にとらわれない広域災害に対応可能な防災体制を確立すること。
 - 一、原子炉の設置及び変更条件を見直し、地方自治体の同意を要する範囲を拡大すること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 28 日

議員提出議案第26号

消費税増税反対を求める意見書（否決）

政府は本年 6 月 30 日、2010 年代半ばまでに消費税を段階的に引き上げ、10%にする大増税計画を盛り込んだ「社会保障・税の一体改革」の成案をまとめた。その内容は、社会保障のためと言いながら、医療費の窓口負担の引き上げ、年金の支給開始年齢の引き上げなど、社会保障の切り捨てと一体のものである。消費税が増税されれば、過去に経験したように国民の消費が落ち込み、被災地域を初め青森の地域経済も大打撃を受けることとなる。

消費税は、そもそも所得の低い人ほど負担が重い不公平な「暮らし破壊税」である。今も苦難を強いられている被災者にも容赦なくのしかかり、家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金である。弱いものにしわ寄せをする消費税は、社会保障財源として最もふさわしくない。

国民の暮らしや家計、地域経済を守るために、消費税の増税をきっぱりやめることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 28 日

議員提出議案第 27 号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円的生活扶助が約 6 万 9000 円（青森市・2 級地の 1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また、寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

2010 年 6 月、老齢加算の復活を求めて争われた裁判の福岡高裁判決では、国の処分の不当性、違法性を認め、原告側の勝訴としたものである。国は、この判決を受け入れ、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、老齢加算を復活することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 28 日

議員提出議案第 28 号

自治体クラウドの推進を求める意見書（可決）

情報システムの集約と共同利用を推進し、さらにデータセンターの活用などにより、自治体クラウドは全国各地で進展しつつある。自治体クラウドを推進するメリットとしては、各地方自治体におけるシステム運用経費の削減を図ることができるとともに、データのバックアップが確保されることで災害に強い基盤の構築ができること、また将来的な行政の広域化に向け先行した事務統合ができることや小さな自治体でも大きな自治体と遜色がない行政サービスを行うことが可能になることなどが挙げられ、今後の展開に大きな期待が寄せられている。

一方で、近年は地方自治体における専門的人材の育成、確保が困難になり、システム事業者への依存度が高くなっていることや、情報システムのメンテナンスに係る経費負担の高どまりが課題として挙げられている。さらに、地方自治体の情報システムを更新する際のデータ移行に係る多額な費用も問題となっている。

よって、政府においては、今後全国の各地方自治体が自治体クラウドにシステムを移行しようとする際に、これを円滑に行うことができるよう、下記事項について対策を講じることを要望する。

記

一、自治体クラウドへ移行する際、異なる事業者の製品間の移動を行うに当たり、それぞれのデータ形式が異なるためデータ項目ごとに変換方法を定める必要が生じるなど、情報システムの相互運用の障害となっていることから、データの標準的な表現形式の構築に向けた取り組みを行うこと。

一、各自治体が独自に管理している外字は、延べ200万字にも上るとも言われており、データ移行には多くの時間と労力が割かれていることから、外字の実態調査を行うとともに、標準的な文字コードの導入を推進すること。

一、自治体クラウドへの移行を推進する自治体に対しては、地方財政措置を含めた財政支援を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

議員提出議案第29号

電力多消費型経済からの転換を求める意見書（可決）

本年3月に発災した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さない状況にある上、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、エネルギー供給が制約される中で長期的な電力消費の抑制が必至となっている。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着している。しかし、節電努力の要請が長引くと見込まれる中、現在のような個々の努力にゆだねられている場当たりの節電対策のままでは、社会全体の対応としては限界がある。

そのため、これまでのいわゆる当面の対応から脱却し、「電力多消費型経済」社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的、安定的に実施できる社会を早急に実現する必要がある。

よって、政府においては、電力消費を低減する対策とともに、「電力多消費型経済」から転換させるため、以下の項目を早急に決定し実施するよう強く求める。

記

一、家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント（仮称）」を創設し、省エネ型家電への買い換え（旧式の冷蔵庫・エアコンの買い換え）、LED照明の普及を促進する。住宅エコポイントは改修工事の対象範囲などを拡充した上で再実施する。

一、事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政及び金融面での支援措置を講じる。

一、企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図る。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

議員提出議案第30号

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書（可決）

これまで大規模地震や豪雨等の非常災害時において被災地に派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきた。このたびの東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童・生徒の心のケアや学習のおくれに対する個別指導などさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されてきている。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について国としての明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保に当たり、派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチや、教職員の派遣に係る費用負担のあり方等について、さまざまな問題が浮き

彫りになっている。こうした実態を踏まえ先般、宮城県教育委員会が文部科学省に対し、大規模な災害があった場合に備えて、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みづくりを要望するなど、現在被災地を中心に大規模災害時に備えた教職員派遣制度の構築を求める声が高まっている。

政府においては、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 一、東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 一、大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。
- 一、同制度の導入に当たっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日
